

令和5年守山市議会12月定例会月会議提出議案

1 付議件数

専決案件	－ 件	その他の案件	12 件
認定案件	－ 件	諮問案件	－ 件
予算案件	10 件	推薦案件	－ 件
条例案件	11 件	提出案件計	33 件
人事案件	－ 件	(報告案件)	1 件

提出日 令和5年11月22日

2 議案概要

【議第96号】 令和5年度守山市一般会計補正予算（第8号）

歳入歳出補正額 54,503千円 （補正後の額 36,140,023千円）

【議第97号】 令和5年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額 ▲7,091千円 （補正後の額 6,907,139千円）

【議第98号】 令和5年度守山市水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収入額 ▲1,905千円 （補正後の額 1,571,719千円）

収益的支出額 2,263千円 （補正後の額 1,522,528千円）

資本的支出額 616千円 （補正後の額 927,676千円）

【議第99号】 令和5年度守山市下水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収入額 533千円 （補正後の額 2,422,226千円）

収益的支出額 ▲3,293千円 （補正後の額 2,412,099千円）

資本的支出額 631千円 （補正後の額 1,674,536千円）

【議第100号】 令和5年度守山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

<保険事業勘定>

歳入歳出補正額 6,053千円 （補正後の額 5,726,168千円）

<サービス事業勘定>

歳入歳出補正額 ▲2,532千円 （補正後の額 34,468千円）

【議第101号】 令和5年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 8,479千円 （補正後の額 1,043,479千円）

【議第102号】 守山市特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴い、特別職の国家公務員の給与改定および本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じて、本市特別職の給与についても、期末手当の支給割合の引き上げおよび平均化する改正を行おうとするもの

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和5年12月期	1.65月分	1.75月分(+0.10月分)
	令和6年以降の6月期	1.65月分	1.70月分(+0.05月分)
	令和6年以降の12月期	1.75月分	1.70月分(△0.05月分)

(施行期日) 公布の日(ただし、令和6年以降の期末手当の改正については、令和6年4月1日)

【議第103号】 守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

(改正概要) 人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴い、これに準じて本市一般職の職員の給与および本市教育公務員の給与について、必要な改正を行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本市関係条例の改正を行おうとするもの

- (1) 初任給を始め若年層に重点を置き、職員の給料月額を引き上げる。
- (2) 期末手当および勤勉手当の支給割合の引き上げおよび平均化

ア 一般の職員

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和5年12月期	1.20月分	1.25月分(+0.05月分)
	令和6年以降の6月期	1.20月分	1.225月分(+0.025月分)
	令和6年以降の12月期	1.25月分	1.225月分(△0.025月分)
勤勉手当	令和5年12月期	1.00月分	1.05月分(+0.05月分)
	令和6年以降の6月期	1.00月分	1.025月分(+0.025月分)
	令和6年以降の12月期	1.05月分	1.025月分(△0.025月分)

イ 再任用職員

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和5年12月期	0.675月分	0.70月分(+0.025月分)
	令和6年以降の6月期	0.675月分	0.6875月分(+0.0125月分)
	令和6年以降の12月期	0.70月分	0.6875月分(△0.0125月分)
勤勉手当	令和5年12月期	0.475月分	0.50月分(+0.025月分)
	令和6年以降の6月期	0.475月分	0.4875月分(+0.0125月分)
	令和6年以降の12月期	0.50月分	0.4875月分(△0.0125月分)

- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」の名称を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、引用条項を改める。

(施行期日等)

(1) 施行期日等

ア 公布の日（ただし、令和6年以降の改正については、令和6年4月1日）から施行する。

イ (1)については、令和5年4月1日から適用する。

(2) 給与の内払

(1)については、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

【議第104号】 地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例および地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴い、本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに準じて、本市の地方公務員法第22条の2第1項第1号および第2号により採用する会計年度任用職員の報酬等について必要な改正を行おうとするもの

(1) 一般職の給料表の改定に準じ、給料月額を引き上げる。

(2) 期末手当の支給割合の引き上げ

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和5年12月期	1.25月分	1.35月分（+0.10月分）

(施行期日等)

(1) 施行期日等

ア 公布の日

イ (1)については、令和5年4月1日から適用する。

(2) 報酬等の内払

(1)については、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬または給与は、改正後の規定による報酬または給与の内払とみなす。

【議第105号】 守山市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 人口増加や市民ニーズが多様化・複雑化する中、様々な政策を展開する守山市において、多様な議員のなり手を確保する観点から、令和5年度守山市特別職報酬等審議会における議員報酬の額の改定の答申を踏まえ、議長、副議長および議員の報酬の改正を行おうとするもの

区分	改正前（月額）	改正後（月額）
議長	492,000円	500,000円（+8,000円）
副議長	422,000円	430,000円（+8,000円）
議員	382,000円	424,000円（+42,000円）

(施行期日) 令和5年12月1日

【議第106号】 令和5年度守山市一般会計補正予算（第9号）

歳入歳出補正額 649,876千円 （補正後の額 36,789,899千円）

【議第107号】 令和5年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正額 584千円 （補正後の額 6,907,723千円）

【議第108号】 令和5年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 ▲4,940千円 （補正後の額 20,360千円）

【議第109号】 令和5年度守山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 252,818千円 （補正後の額 5,978,986千円）

＜サービス事業勘定＞

歳入歳出補正額 1,724千円 （補正後の額 36,192千円）

【議第110号】 守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案

（改正概要） 職員が仕事と子育てを両立し、働き続けることができる職場環境を充実させる観点から、部分休業に準じた「子育て部分休暇」制度を創設するため必要な改正を行おうとするもの

（1）守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

任命権者は、職員が小学校に就学している子（第3学年までに限る。）を養育するため願い出たときは、1日につき2時間を超えない範囲で無給の「子育て部分休暇」を与えることができる。

（2）守山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児部分休業に加えて、育児時間、介護時間および子育て部分休暇を取得する場合にあっても、1日最大2時間とする。

（3）守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正

上下水道事業所職員の子育て部分休暇制度の導入にあたり、必要な規定を整備する。

（施行期日） 令和6年4月1日

【議第111号】 守山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険税を免除するために、必要な改正を行おうとするもの

（1）出産する被保険者について、出産予定日または出産日の前月（多胎の場合は3月前）から4か月間（多胎の場合は6か月間。以下「産前産後期間」という。）分の所得割額および均等割額を免除する（医療給付費分、後期高齢者支援金分および介護納付金分共通）。

（2）免除の対象となる者が行うべき届出は出産予定日の6月前から行うことができること等必要な手続きについて規定する。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和6年1月1日

(2) 適用区分

令和6年1月以後の期間に係る国民健康保険税について適用し、令和5年12月以前の期間に係る国民健康保険税については、なお従前の例による。

【議第112号】 守山市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 県が新たに高校生世代への医療費の助成を行うとともに、助成対象となる重度障害者の範囲を拡大されることから、本市条例について必要な改正を行おうとするもの

- (1) 高校生世代（義務教育終了から満18歳到達の年度末までにある者）を新たに助成対象に加える。
- (2) 助成対象となる重度障害者の範囲に、精神障害者保健福祉手帳1級を有する者等を加える。
- (3) 新たに助成対象となった者に対して受給券を交付する。
- (4) 通院の場合は1医療機関につき月額500円を、入院の場合は日額1,000円を控除した額を福祉医療費として助成する。なお、住民税が非課税となる重度障害者については、自己負担を求めない。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

【議第113号】 守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 認定こども園の認可手続の効率化を目的とする認定こども園法の一部改正に伴い、引用条項ずれが生じたため、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 公布の日

【議第114号】 守山市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 守山市営住宅長寿命化計画に基づき、岡・中ノ庄団地を用途廃止するため、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 公布の日

【議第115号】 守山市道路占用料条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 令和5年度に国の道路占用料が改定されたことに伴い、それに準じて本市における道路占用料を改定するため、必要な改正を行おうとするもの
(以下、主要な改定単価を一部抜粋)

	第 2 種電柱	第 1 種電話柱	水管・下水道管・ガス管・電気管・電気通信管その他これらに類する物件（外径 0.07 m 以上 0.1 m 未満）
現行単価	1,100円（本／年）	650円（本／年）	39円（m／年）
改定単価	1,200円（本／年）	710円（本／年）	43円（m／年）
差額（増額）	100円（本／年）	60円（本／年）	4円（m／年）

（施行期日等）

（1）施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

（2）経過措置

この条例の施行日前の占用許可期間に係る占用料については、なお従前の例による。

【議第116号】 守山市都市公園条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 立入公園を都市公園として整備し、市民の利用に供するため、必要な改正を行うものとするもの

（1）立入公園の「多目的グラウンド」を有料公園施設に追加する。

（2）立入公園多目的グラウンドの供用時間および休園日を次のとおり定める。

ア 供用時間

午前 8 時 30 分から午後 9 時まで

イ 休園日

（ア）火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」とする。）に当たるときを除く。）

（イ）休日の翌日（その日が土曜日、日曜日または休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日の後において最も近い休日等でない日）

（ウ）年末年始（12月29日から翌年 1 月 3 日まで）

（施行期日等）

（1）施行期日 規則で定める日

（2）守山市使用料および手数料条例の一部を改正する。

ア 立入公園多目的グラウンドの使用料を次のように定める。

区分	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで（1 時間につき）	
	夜間照明施設を使用しない場合	夜間照明施設を使用する場合
日曜日、土曜日 および休日	300円	1,800円
その他の日	200円	1,200円

注

1 他市町村(守山市内に通勤または通学する者ならびに草津市、栗東市および野洲市に居住する者を除く。)の居住者または当該居住者が半数以上含まれる団体が使用するとき、使用料に使用料の100パーセントに相当する金額を加算して徴収する。

2 この施設の利用できる種目等は、概ね次のとおりとする。

サッカー、ソフトボール、ハンドボール、バレーボール、レクリエーションその他各種行事

イ 市が主催または共催する行事で立入公園多目的グラウンドを使用する場合は、使用料を免除する。

ウ 障害者、高齢者および構成員の半数以上が障害者または高齢者である団体が立入公園多目的グラウンドを使用する場合は、使用料を50%減額する。

【議第117号】 契約の変更につき議決を求めることについて

笠原産業用地造成事業の請負契約を次のように変更するにつき、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

1 変更前の契約金額 金 145,000,000円

2 変更後の契約金額 金10,800,000,000円

(参考)

契約の目的 笠原産業用地の用地取得および造成工事の委託契約

契約の相手方

住所 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

商号および代表者氏名 守山市土地開発公社 理事長 森 中 高 史

【議第118号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

施設の名称 守山市市民文化会館

指定管理者候補者 公益財団法人守山市文化体育振興事業団

指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【議第119号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

施設の名称 大庄屋諏訪家屋敷

指定管理者候補者 公益財団法人守山市文化体育振興事業団

指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【議第120号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

施設の名称 大型児童センター

指定管理者候補者 社会福祉法人友愛

指定期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

【議第121号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

施設の名称 もりやまフルーツランド

指定管理者候補者 ザ・コロナパークス株式会社

指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【議第122号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

施設の名称 守山市歴史文化まちづくり館

指定管理者候補者 株式会社みらいもりやま21

指定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

【議第123号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

施設の名称 守山市高年齢者労働能力活用研修センター

指定管理者候補者 公益社団法人守山市シルバー人材センター

指定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

【議第124号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

施設の名称 木浜漁港

指定管理者候補者 守山漁業協同組合

指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【議第125号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

施設の名称 赤野井港湾

指定管理者候補者 玉津小津漁業協同組合

指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【議第126号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

施設の名称 守山市民運動公園

指定管理者候補者 公益財団法人守山市文化体育振興事業団

指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【議第127号】 市道の路線の認定および廃止につき議決を求めることについて

道路法第8条第2項および第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるもの

市道の路線の認定 9路線 路線の廃止 2路線

【議第128号】 和解および損害賠償額の決定につき議決を求めることについて

令和5年4月に守山二丁目で発生した公用車による交通事故のうち人身事故に係る損害賠償額を支払い、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき議決を求めるもの

損害賠償の額 金1,027,915円

【報告第17号】 専決処分の報告について

令和5年9月28日に発覚した、マイナンバーカード交付時における手続誤りにより損害を与えた事案に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金40,000円